

平成29年度第3回神戸市大規模小売店舗等立地審議会議事要旨

1. 開会及び閉会の日時並びに会議の場所

日時 平成29年10月30日(火) 午後1時30分から午後5時まで

場所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館14階 AV特別会議室

2. 出席及び欠席委員氏名

出席委員 会長 西村 順二 末包 伸吾 森本 政之 佐藤 容子
崔 相鐵

欠席委員 喜多 秀行 宮前 保子 梶木 典子

3. 出席した職員の職名

<「大規模小売店舗立地法」に基づく届出案件>

神戸市大規模小売店舗立地法運用協議会委員 8名

(兵庫県警察本部交通部交通規制課長、企画調整局政策企画部調整課長、環境局環境保全部環境保全指導課長、建設局道路部指導担当課長、住宅都市局指導担当部長、住宅都市局計画部景観政策課長、住宅都市局建築指導部審査指導担当課長、経済観光局経済部企画担当課長、代理出席含む)

経済観光局経済部長

経済観光局経済部経済政策課関係職員 2名

住宅都市局計画部指導課関係職員 2名

<「神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」に基づく届出案件>

神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例運用協議会委員 9名

(兵庫県警察本部交通部交通規制課長、経済観光局経済部企画担当課長、建設局道路部指導担当課長、建設局下水道部指導担当課長、建設局防災部河川課長、建設局公園部計画課長、住宅都市局計画部景観政策課長、住宅都市局建築指導部審査指導担当課長、住宅都市局指導担当部長、代理出席含む)

住宅都市局計画部長

住宅都市局計画部指導課関係職員 2名

住宅都市局計画部都心三宮再整備課関係職員 1名

経済観光局経済部経済政策課関係職員 2名

建設局道路部計画課関係職員 1名

4. 傍聴者 0名

5. 議事次第

(1) 開会及び定足数の確認

(2) 議事

① 「大規模小売店舗立地法」に基づく届出案件

審議案件 第201号案件「(仮称)マックスバリュ井吹台店」新設届

② 「神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」に基づく届出案件

審議案件 第203号案件「(仮称)ドラッグコスモス小東山店」新設計画

③ その他

(3) 閉会

6. 議事要旨

(1) 法令・指針・ガイドライン・運用基準の拘束力について

平成29年度第2回審議会において委員より質問のあった、法令・指針・ガイドライン・運用基準の拘束力の有無について、事務局より説明を行った。

① 法令・指針・ガイドライン・運用基準の拘束力について

(委員①) 質問の核となる拘束力の有無について、ガイドラインや運用基準には拘束力がないとのことであったが、これらは拘束力のある法律や条令が抽象的・一般的であるために解釈し具体化されたものである。そのため、このガイドラインや運用基準に抵触すれば、そのもととなる法律や条令に反していると捉えられる可能性が非常に高いと考えられることになり、無視していいというわけではない。

(会 長) ガイドラインや運用基準というものは法律等の意味づけや解釈をしたものであり、もともとの法律の拘束力がかかってくるということだと思う。

(委員②) 指針や基準に対して若干の逸脱や違反があった場合、市は警告や公表等の措置は取っているのか。

(委員①) ガイドライン等に反していた場合、その上位の法令に反しているというところから始めて意味が出てくるものである。

(委員②) 指針や基準に反した場合には拘束力が発生しないのか。

(委員①) 抽象的な法令について、具体的な状況に応じた解釈の1つとして指針が示されており、それに反した場合、もともとある法令に反していると考えられる蓋然性が高くなる。例外もあるためガイドライン等に反していれば法令に反しているとは言い切れないが、反している可能性が高いだろうという推測が働きやすくなる。

(委員②) その判断は市で判断できない法律的な問題になるのか。

(委員①) 最終的には法令の解釈になるが、運用は行政手続きの中で行われており、適正な手続きのために行政手続きが公開されている。ガイドラインや基準に合うよう行政による審査や窓口での指導が行われており、それに事業者が納得できない場合には法的な争いごととなり法令等の解釈を裁判で争うことになるが、そこまでは生産的ではない。実態に合ったガイドライン等は事業者が納得し、また全体としてうまく指導出来るような行政基準のためにあるものであり、いきなり罰則が発生するというわけではない。

(委員②) ガイドライン等に違反があった場合、公表されずに事業者に伝えるだけか。公表することが社会的罰則となり、事業者はもっと前向きに検討するようになるのではないか。

(事務局) 大店立地法の中での手続きとして、罰則として例えば罰金を取るなどといったことはできないが、市の意見に従わない場合には最終的に公表する仕組みはある。

(会 長) 法令については人間や社会が関わるために解釈が分かれることもあるが、文脈の中に落とし込んで細かく議論していくことだと思う。本審議会ではコンプライアンスを守り、地域の一員として義務を果たしてもらえらる企業であるということを前提に審議を行っているが、その前提がないと全て細かくチェックすることは難しいと考えられる。逆に言うと、そういうところについて議論することは、公開した議事録により重要であることを対外的に発信することになるので、これからも気になることがあればご意見をいただき、事務局とも共有化を図ってきたい。

(2) 大規模小売店舗立地法届出案件

審議案件第201号「(仮称) マックスバリュ井吹台店」新設届について

あらかじめ神戸市大規模小売店舗立地法運用協議会委員により検討を行った審査案を説明し、その内容について、次のとおり審議された。

結論としては、審議会として「意見なし」。

① 緑化計画について

(委 員) 事前に街角部への中高木の植樹をお願いしており、敷地南東角部分への植樹は対応してもらっているが、より重要だと考えられるのは南西角の交差点部分だと思う。景観的

にも街角というのは一番大事なところであるので、この南西角交差点にも中高木の植樹が行えないか改めてお願いしたい。

(事務局) 建物がすでに建設中であるため、対応出来るかどうかはわからない。

(委員) できます。

(事務局) 事業者伝えておく。

(会長) できるという意見が委員からあったことも添え、事業者伝えてほしい。

② 交通計画について

(会長) 出入口2は現在、右折入庫、左折出庫となっているが、計画地の西側は将来住宅地となるとのことであった。中長期先の話になり、そのときの住宅エリアの道路づけにもよると思うが、そうなった場合に右折出庫を行う人は出てこないだろうか。現在、右折入庫、左折出庫の計画なのであれば、地域の方へ積極的に意識づけをするという考えもある。今後の宅地開発によって動きは変わってくるかもしれないが、事業者は現状ではこの入出庫方法が一番スムーズであると考えていると理解してよいか。

(事務局) 大店立地法の届出はあくまで開店時の状況を届けることになっており、将来的に道路が開通すると右折出庫が行われる場合も考えられるが、そこは事業者徹底するよう伝えておく。

(会長) その場合には交通整理員を配置することなど、事前に言及しておいて欲しい。

③ 審議まとめ

(会長) 今の審議の経過も踏まえまして、いただいた意見については事務局から伝えるということにし、審議会としては意見なしということにさせていただいてよろしいか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、「(仮称)マックスバリュ井吹台店」新設届については意見なしと市長に報告させていただく。

(3) 神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例届出案件

審議案件第203号「(仮称)ドラッグコスモス小束山店」新設計画について

最初に、事務局より「神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」の概要の説明と、建設局道路部計画課職員による「小束山6丁目交差点の交通問題対策」の報告の後、今回の審議案件の届出書の概要について事務局から資料に基づき説明を行った。

委員からは、植栽計画や交通検討についての意見があった。

また、あらかじめ神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例市運用協議会委員により検討を行った審査案を説明し、その内容について、次のとおり審議された。

結論としては、審議会として「意見なし」であるが、要請事項を附すこととした。

① 小束山6丁目交差点の交通問題対策について

(道路部計画課) 小束山6丁目交差点における交差点改良として、左折専用の付加車線を設置する工事が今年5月に完成した。完成1ヵ月後の調査では南行き及び東行きでの渋滞長が若干減少しており、半年後の調査では更に渋滞が減ってきたことが確認できた。対策後の休日ピーク時の交通量は対策前よりも増えているが、交通の流れがよくなってきたためである。今後も道路構造として出来る対策を引き続き検討していくほか、継続的な交通状況の調査も行っていく。

(会長) 流れがよくなったため通行量が増えているが、渋滞については目に見えて減っているとのことであった。今後についても引き続きモニタリングを行った上で、必要に応じて状況の説明をいただきたい。

② 植栽計画について

(委員) 本審議会では視認性のある緑というか、通りから見える緑、それが作り出す景観というものを兼ねてからお願いしている。人の出入りする敷地東側の角のところや、敷地北

側のバックヤードへの扉のない位置に高木を植えられないか。
(事務局) いただいた意見については、事業者に申し伝える。

③ 交通検討について

(委員) 交通量調査では基準内にはおさまり問題ないということだが、このあたりは定量的な要因よりも定性的な問題点が前から指摘されており、さまざまな要素が複合的に作用し合って想定以上の交通量を発生させるおそれがある地域である。交通量調査の結果がどのようなことを想定しているのか分からないが、このあたりを利用している者の実感としてはこの交通量調査の結果をはるかに超えて渋滞している。

(事務局) 交通量調査の結果は基準値以内におさまっていると説明したが、神戸市としても実際に渋滞していることは認識しており、それもあって建設局が主体となり交差点改良を進めている。この立地店舗に対する評価としては、ピーク1時間あたり82台の来店車両数となり、1分あたり1・2台となり、渋滞に対する寄与はかなり小さいと考えている。

④ 審議まとめ

(会長) 基本的には審議会としては意見を述べる必要がないということにし、その上で要請事項として、「周辺の大規模小売店舗の集積状況を鑑みて、開店後の交通処理の状況について問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、地域の一員としての自覚のもと誠意を持って対応し、速やかに必要な対策を講じること」ということで、市長に報告させていただくということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(4) その他 「都心・三宮の再整備」について

都心三宮再整備課関係職員により「都心・三宮再整備」の計画概要について説明を行った。

委員からは、全体としての再整備に加え個々についても検討して欲しいと言う意見や、神戸に訪れた海外の人の視点も考慮して欲しいという意見があった。

① 再整備計画について

(委員) 市内のある観光地に訪れた際に神戸らしさとはかけ離れている風景が見られ、神戸市民として恥ずかしいと感じたことがあった。再整備計画の全体像はすばらしいものだと思うので、個々についてもすばらしいものにしていただきたい。

(委員) 夢のあるプランだと感じている。説明にあった市電は復活するのか。

(都心三宮再整備課) 都心における公共交通機関が必要と言うことは考えているが、これは構想を作る際にイメージとして描いたものであり、バスがよいのかそれとも他の手段が良いのか検討をしている段階である。

(委員) 神戸は世界でも有数の市電の発達した町だったという歴史があり、また、過去に市電を利用してさまざまな場所に行ったこともあった。ヨーロッパ等では市電が復活していることもあり、歩行者の足としてはバスより安定的だと思われるので復活を望んでいる。また、三宮だけでなく神戸駅周辺等についても取り組んでいただければと思っている。

(会長) 三宮駅周辺だけではなく、至るところでまだまだ課題があるということで、ぜひ壮大な計画を練っていただきたい。

(委員) 神戸に住んでいる人にとってはよい計画であると思うが、海外から来た人にとってどうかということも考えていただきたい。駅周辺が複雑になっていることは以前から知っているが、海外から来た人にとっては非常に不便なので、そういった人の立場でも都市計画を考えていただきたい。

(会長) 海外の方の視点も確認する必要があるかもしれない。